

一般社団法人 可視化情報学会 会費細則 (案)

平成23年2月5日理事会承認

平成 年 月 日総会承認

(総則)

第1条 この規則は、本会定款第7条に規定する会費について定める。

(入会金)

第2条 本学会の入会金を次の通りとする。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 正会員 (一般) | 1,000 円 |
| (2) 賛助会員 | 10,000 円 |
| (3) 学生会員 | 1,000 円 |

(会 費)

第3条 会員は、毎年5月末日までに次期事業年度（6月から翌年5月まで）の次の会費を支払う。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 正会員 (一般) | 9,800 円 |
| (2) 賛助会員 | (一口) 35,000 円 |
| (3) 学生会員 | 3,000 円 |
| (4) 名誉会員 | 不要 但し、65才未満の名誉会員は正会員と同額 |

(付則)

1. この規則は、総会の議決を経て、変更することができる。
2. 平成 年 月 日に制定されたこの規則は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。